

業務指示書

北米・中南米地域中南米省エネ・再生可能エネルギー事業に係る案件実施支援調査 (SAPI)

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年6月11日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年6月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：省エネ・再生可能エネルギー技術、当該本邦製品のマーケティング調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/省エネ・再生可能エネルギー、電力市場）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：省エネ・再生可能エネルギー、電力市場
- 2) 対象国又は同類似地域：北米・中南米地域 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 経済性・市場

】

- 1) 類似業務の経験：経済性・市場
- 2) 対象国又は同類似地域：北米・中南米地域 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年6月19日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 4 (各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BRL1

1 = 40.515 円 , US\$1 = 118.96 円 , EUR1 = 131.21 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

- (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野
総括/省エネ・再生可能エネルギー、電力市場
経済性・市場

- (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.66 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年7月3日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約) :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

北米・中南米地域中南米省エネ・再生可能エネルギー事業に係る案件実施支援調査（SAPI）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/省エネ・再生可能エネルギー、電力市場	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 経済性・市場	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容等に関する事項

1. 業務の背景

中南米地域は、多くの国が近年安定した経済成長を遂げているが、インフラ整備の遅れにより、今後、経済成長に不可欠な電力の確保が課題となると見られている。世界銀行の予測では、中南米地域の電力需要は2030年には2008年の2倍以上になり、この需要に対応するためには、新規の発電設備容量を大幅に拡大していくことが必要と指摘されている。他方、同地域では、気候変動の影響等と見られる自然災害や環境問題が顕在化していることに加え、非産油国では原油価格の動向にマクロ経済環境が大きな影響を受けるため、増大する電力需要に対応するには、気候変動や環境にも配慮した再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの促進が求められている。

日本企業は、省エネルギー・再生可能エネルギー分野において、優れた技術を有し、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの促進には、そのような日本企業の有する高水準な技術（太陽光パネル、空調施設等）が活用され、ひいては日本企業のビジネス機会の拡大にも繋がることが期待される。

JICAは中南米地域の省エネルギー・再生可能エネルギー分野への支援に取り組んでおり、地熱発電、水力発電、省エネルギー促進のための有償資金協力を積極的に検討・供与している。2012年10月からペルーでは「エネルギー効率化インフラ支援プログラム」（ツーステップローン）を実施し、ペルー政府から開発金融公社（以下、COFIDE）に転貸後、仲介金融機関を通じ、民間企業等に対し、エネルギー効率化促進に資するサブプロジェクトに必要な中長期資金を融資している。さらに、2014年11月にはMGM Sustainable Energy Fund L.P.への海外投融資による出資を決定し、同社の有する専門的知見を活用して、中南米地域において、さまざまな省エネルギー・再生可能エネルギー事業を支援する取組を開始した（以下、省エネルギー・再生可能エネルギー事業）。

しかしながら、中南米地域における進出日本企業数は限定的な上、現地企業のみならず他国の進出企業との市場競争が激しい中で日本製品の獲得シェアは依然小さく、円借款事業においても、国際競争入札での日本企業の受注・成約は容易ではない。また、現地民間企業による調達でも、日本製品の比較優位性（品質、耐久性等）が現地企業により十分認知されておらず、日本企業のビジネス機会拡大の上でボトルネックの一つになっている。

本調査は、日本企業の有する省エネルギー・再生可能エネルギー技術や製品が中南米地域に認知され、上述JICA事業の実施において活用、促進されることを目指し、実施するものである。

2. 業務の目的

日本企業が有する省エネルギー・再生可能エネルギー技術及び製品について、その性能や省エネルギー効果の整理・分析を行うと共に、技術・製品の普及・活用の見通しを検討する。さらに、その結果を活用し、コロンビア、ブラジル及びペルーの3ヶ国で日本の技術・製品の普及に向けたセミナーを開催することを目的とする。

3. 業務の範囲

本コンサルタントは、「2. 業務の目的」を達成するため、「4. 留意事項」を踏まえて「5. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成する。なお、調査方法及び調査報告書の作成に当たってはJICAと協議しつつ、進めるものとする。

4. 留意事項

(1) 調査対象国

本調査の対象国はMGM Sustainable Energy Fund L.P.の投資対象国及びペルーとする。MGM Sustainable Energy Fund L.P.の投資対象国は以下のとおり。

重点国：コロンビア、メキシコ、コスタリカ、ドミニカ共和国、パナマ

その他：中米・カリブ諸国が対象：ホンジュラス、グアテマラ、エルサルバドル、ニカラグア、ベリーズ、キューバ、ジャマイカ、ドミニカ国、グレナダ、セントルシア、バルバドス、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネイヴィス、ハイチ、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ガイアナ、スリナム、ブラジル。

5. (1) の既存情報を整理したうえで、調査の基本方針、調査方法、作業工程、セミナー開催計画及び要員計画をインセプションレポート（案）としてとりまとめる。

(3) 日本

企業の省エネルギー・再生可能エネルギー製品・技術の性能、競争力に係る情報収集及び分析

- ①中南米地域への業務展開に関心のある、もしくは既に進出済みの日本企業のリストアップ及び省エネルギー・再生可能エネルギー技術、製品のリストの作成を行う。
- ②上記①でリストアップした日本企業及び省エネルギー・再生可能エネルギー技術、製品を対象に市場展開戦略（既に展開している場合は、製品、価格、流通、プロモーション等の確認を含む）を調査・確認するとともに中南米市場参入に際して直面した課題を確認しリストアップする。
- ③ 中南米事業参入時に日本企業が実際に取り組んだ市場参入施策の結果を検証し、改善点を抽出する。

(4) 中南米地域における省エネルギー・再生可能エネルギー分野の市場動向の調査・分析

- ①対象国電力市場における価格、技術、政策・制度の現状調査に加え、それぞれの今後の見通しについて調査・分析する。
- ②対象国のうち3か国（コロンビア、ブラジル、ペルー）については、現地にて民間セクターの関係機関に対してヒアリングを行い、以下の調査を実施する。ヒアリング先は、商工団体（商工会議所等）、ホテル、オフィスビル等省エネルギー・再生可能エネルギー技術、製品の導入可能性のある施設等を想定。

ア. 市場ニーズの確認、分析

省エネルギー・再生可能エネルギー技術・製品に対するユーザーの具体的なニーズの確認と同ニーズを有するに至る背景の分析。

イ. 政策制度、法整備の確認

省エネルギー・再生可能エネルギー技術・製品の導入、活用に係る政策制度や法整備全般の確認と同技術の導入に際して留意すべき政策制度や法令の有無の確認とリストアップの実施。

ウ. 日本企業の技術・製品を導入する上での、市場のボトルネックを確認

上記ア、イを踏まえ、日本企業の省エネルギー・再生可能エネルギー

一技術や製品が3ヶ国で普及していく上で想定される市場のボトルネックを抽出。

(5) 日本企業の技術・製品の抽出・分析

上記(3)(4)を踏まえ、調査対象国において活用される可能性が高いと思われる省エネルギー・再生可能エネルギー製品の技術・製品の抽出を行う。

(6) ボトルネックの整理・分析

上記(3)②で認められた課題と、(4)②ウにおいて確認されたボトルネックを整理・分析し、これらを解決するため日本企業に求められる具体的な取組施策案をリストアップする。

(7) 支援策の整理・検討

(6)を踏まえ、日本企業の比較優位性が認知・評価されるために必要とする具体的な支援策を提案する。

(8) セミナー開催(コロンビア、ブラジル、ペルー)

①日本企業の省エネルギー・再生可能エネルギー技術・製品の活用、促進に向けた紹介セミナーを現地民間企業向けにコロンビア、ブラジルで開催する。期間は各々1~2日。

②日本企業の省エネルギー・再生可能エネルギー技術・製品の活用、促進に向けた紹介セミナーを現地民間企業及び政府関係者向けにCOFIDEと連携しつつ、ペルーで開催する。期間は1~2日。

(9) ドラフトファイナルレポートの作成

調査結果をドラフトファイナルレポートとしてとりまとめ、JICAに報告・提出する。

(10) ファイナルレポートの作成

(9)のドラフトファイナルレポートに対するJICAのコメントを反映しつつ、ファイナルレポートを作成する。

6. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

なお、最終成果品はファイナルレポートとする。

(1) 調査報告書

① インセプションレポート

記載事項：調査の基本方針、調査方法、作業工程及び要員計画

提出時期：2015年7月下旬

提出部数：和文5部、英文6部

② ドラフトファイナルレポート

記載事項：全調査結果

提出時期：2015年10月下旬

提出部数：和文5部、英文6部

③ ファイナルレポート

記載事項：全調査結果

提出時期：2015年11月中旬

提出部数：和文5部、英文6部、CD-R 8枚（和文及び英文）

(2) 収集資料

収集した資料、データ及びそのリスト

(3) 報告書の印刷仕様

ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成することとし、紙質等の印刷仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に準拠すること。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本業務の工程は、以下のとおりである。なお、作業工程に係る合理的な提案があれば、具体的な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

	2015年度					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月
国内作業						
現地作業						
報告書提出時期						
インセプションレポート						
ドラフトファイナルレポート						
ファイナルレポート						

2. 業務量の目処と業務従事者の構成

(1) 業務量の目処

合計 約 20.4 M/M (国内作業：約 9.0 /M、現地業務：約 11.4 /M)

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成分野は以下を想定している。なお、業務内容及び業務工程を考慮の上、担当分野の変更・追加または分離が必要と考えられる場合は、上記 2. (1) に定める業務量を超えない範囲において明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- ① 総括／省エネ・再生可能エネルギー、電力市場 (2号)
- ② 経済性・市場性 (3号)
- ③ 省エネ製品・技術 (空調)
- ④ 省エネ製品・技術 (冷却装置)
- ⑤ 省エネ製品・技術 (LED 照明、他製品)
- ⑥ 再生可能エネルギー製品・技術 (太陽光パネル・蓄電池)

3. 参考資料

(1) 公開資料

「中南米における省エネ・再生可能エネルギー事業を投資対象とするファンドに出資」

URL : http://www.jica.go.jp/press/2014/20141128_03.html

(2) 配布資料

2015年1月16日開催「中南米地域における再生可能エネルギー開発・省エネルギー促進に係るビジネスセミナー」で使用された MGM Innova Capital マルコ・モンロイ CEO 講演資料 (英文)

(3) その他資料

MGM Innova Capital ウェブサイト

URL: <http://www.mgminnovacap.com/index.php>

4. 通訳及び業務補助員の備上

業務を効率的に行うため、現地にて通訳（日本語または英語⇄スペイン語）及び業務補助員の備上を可とする。

5. 現地再委託

特に想定していない。

6. 便宜供与の有無

なし。

7. 報告書作成時における協議

作成に当たっては、作成段階で JICA と十分な協議を行うこと。

8. その他留意事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、現地各 JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(2) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上